

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(令和3年度第3回) 議事要旨

### 第1 日時

令和4年3月11日(金) 午後1時30分(午後1時55分閉会)

### 第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

### 第3 出席者

(委員) 館内比佐志(委員長)・三瓶淳・高橋久志・成瀬幸典・前田修也

(庶務) 熊谷仙台高裁総務課長・佐藤仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 宮田仙台高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 2 令和4年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 3 次回の予定について

### 第5 議事

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告  
庶務から次の各期日の審議結果の概要が報告された。
  - (1) 令和3年12月3日
  - (2) 令和4年2月21日
- 2 令和4年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について
  - (1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果、令和4年2月24日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知に従って、別紙1及び別紙2の依頼文書により、対応する検察庁及び弁護士会に対して、情報収集の受付期限を令和4年5月16日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

(2) 弁護士会内における周知等の事務についての注意喚起の依頼について

審議の結果、令和4年2月24日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知に従って、別紙3の依頼文書により、管内の弁護士会に対して、注意喚起の依頼をすることとされた。

(3) 提供された情報の扱いについて

前記(1)の情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

第6 次回の予定について

令和4年5月30日（月）午前11時

(別紙1)

令和4年3月●●日

(検察庁宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 館内 比佐志

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和4年下半期(令和4年10月から令和5年1月まで)の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年5月16日(月)**まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による(※)。

3 情報収集における留意事項

- (1) 特段の情報がある場合を除き、情報の提出期限は確実に遵守されるよう御配慮をお願いしたい。
- (2) 裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当

(別紙2)

令和4年3月●●日

(弁護士会宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 館内 比佐志

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和4年下半期(令和4年10月から令和5年1月まで)の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年5月16日(月)**まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による(※)。

3 情報収集における留意事項

- (1) 特段の情報がある場合を除き、情報の提出期限は確実に遵守されるよう御配慮をお願いしたい。
- (2) 裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知していただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当

(別紙3)

令和4年3月●●日

(弁護士会宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 館内 比佐志

弁護士会内における再任(判事任命)候補者に関する周知等  
について(依頼)

裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任(判事任命)候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っており、これまで貴会においても、速やかにご対応いただいていると承知しておりますが、今般、指名諮問委員会から、複数の弁護士会において、地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会内における周知の事務を失念し、遅滞したという事態が明らかになったとの連絡を受けました。

指名諮問委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、情報収集をし、下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名することの適否や指名に関する事項を審議し、最高裁判所に意見を述べることを所掌しており、その下部組織である地域委員会が行った情報収集の結果等に基づき審議しています。裁判官の任命に関するプロセスにおいては、地域委員会からの依頼に基づき、弁護士会において遅滞なく適正に周知等の事務が行われることが極めて重要であることは、多言を要しないことであると考えられます。

また、前記の事務遅滞に至る経緯においては、地域委員会の庶務が、当該弁護士会に対して、単に周知依頼文書を送付するだけでなく、送付後に電話をし、同文

書の受領の事実を確認した上で、同弁護士会において事務手続を進めてもらうよう口頭でも念押しをしていたとのことであり、それにもかかわらず、上記の事態が発生してしまったということは、極めて重大なことであると言わざるを得ません。

したがって、この機会に、念のため、弁護士会内における周知等の事務の重要性を改めてご理解いただきますよう、お伝えするとともに、今後とも当該事務が速やかに行われるよう、改めて、事務処理態勢をご確認いただくなど、ご配慮をよろしくお願いいたします。